

目標管理制度による

「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」に基づくまちづくりの推進

平成26年度より施行された「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の中で、自治を進める基本原則である「情報共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」が示されています。目標管理制度で扱う項目においても、基本原則に沿った取り組みが行われました。

- 基本原則に沿った主な取り組みは次のとおりです。

情報共有

- ・ 訪中した派遣団等による「東村山市・蘇州市スポーツ交流事業報告会」の実施
- ・ 「東村山防災navi」アプリによる有事、平常時の防災情報の発信
- ・ 販路拡大を目指す事業者の連携を図るための情報交換会の開催

市民参加

- ・ 東村山市自殺対策推進計画の策定
- ・ 東村山市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた市民ワークショップ等の実施

協働

- ・ 国立療養所多磨全生園創立110周年記念事業の実施
- ・ 第3回八国山芸術祭の開催
- ・ 公民連携地域プラットフォームでの地域事業者等との意見交換等の実施

「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」(抜粋)

第3条 自治を進める基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。



(1) 情報共有の原則

市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。

(2) 市民参加の原則

市は、市民が自治の中心であることを基本として、市民の参加の下にまちづくりを進めます。

(3) 協働の原則

市民及び市は、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働してまちづくりを進めます。